
門真市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8（2026）年3月

門真市

目次

1	はじめに	1
2	計画策定の趣旨	1
	重層的支援体制整備事業の概要	1
	計画策定について	3
	(1) 計画の位置づけ	3
	(2) 計画期間	3
	(3) 計画の基本目標	4
	(4) 計画の事業評価と見直し	4
3	門真市における重層的支援体制整備事業の実施内容	5
	I 相談支援事業	5
	(1) 包括的相談支援事業	5
	(2) 多機関協働事業	7
	(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	9
	(4) 相談支援事業における実施目標	10
	II 参加支援事業	10
	III 地域づくり事業	11
	門真市重層的支援体制整備事業の全体像	12
4	重層的支援体制整備事業の推進体制	13
	門真市重層的支援体制整備事業推進会議	13

本市では、令和4年3月に門真市第4期地域福祉計画を策定し、重点施策として「組織横断的な支援体制の整備」を掲げています。

今、生活の中で課題を抱える世帯には、様々な課題を複合的に抱えているケースも多く、また、現行の制度では対応が困難なひきこもり、8050問題、ヤングケアラーなど、いわゆる「制度の狭間」のケースもあることから、今まで以上に地域住民や関係機関の連携を強化し、協働することにより課題解決に対応できる体制が必要となっています。

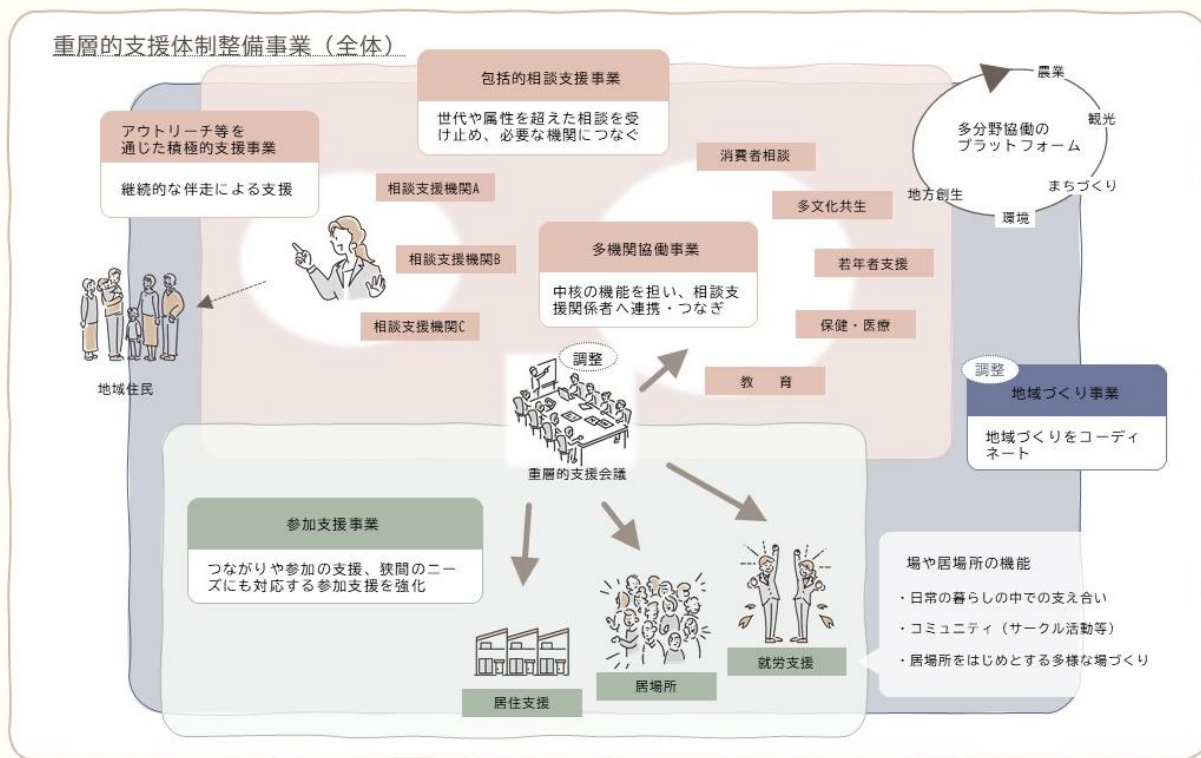
門真市においても、これらの課題解決のための仕組みを構築するため、令和8年4月から重層的支援体制整備事業を実施することとし、事業の実施内容や実施方法等についての「門真市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

重層的支援体制整備事業の概要

国では平成30年4月施行の改正社会福祉法（平成29年法律第52号）において、複合化した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため「地域共生社会」の理念が示されました。

その後、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」に伴い改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設し、令和3年4月から施行されました。

この事業は、従来の縦割りを解消し、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤の事業を一体的に実施するものです。



参考：厚生労働省『『地域共生社会』の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について』

支援区分	事業名
Ⅰ 相談支援事業	① 包括的相談支援事業
	② 多機関協働事業
	③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
Ⅱ 参加支援事業	④ 参加支援事業
Ⅲ 地域づくりに向けた支援事業	⑤ 地域づくり事業

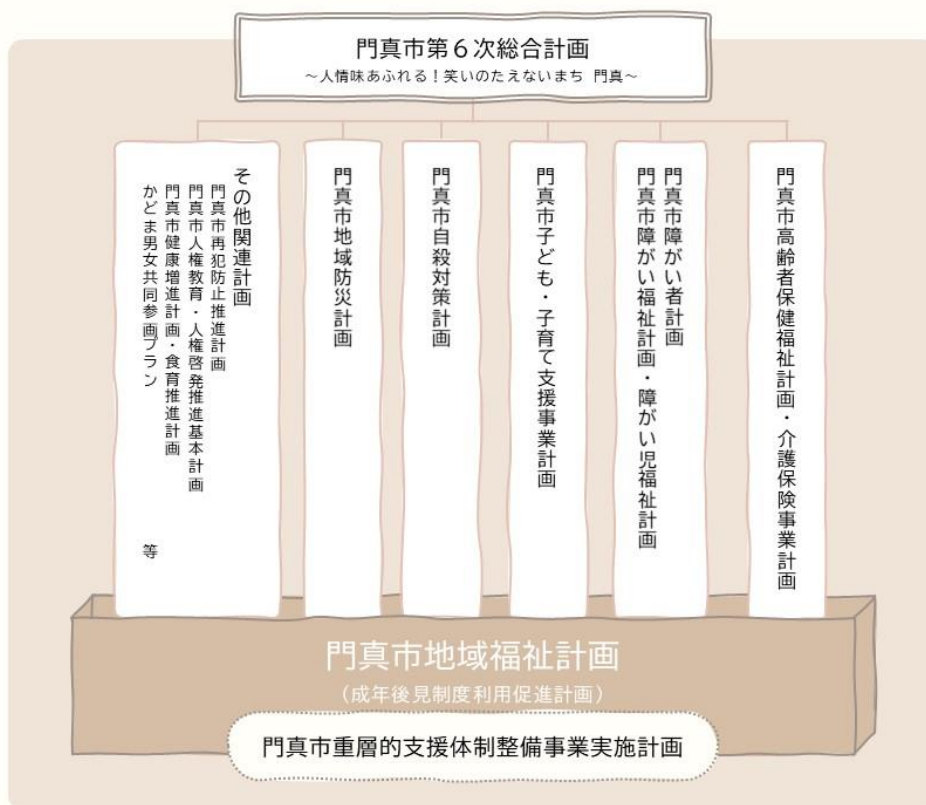
参考：社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項に規定する事業の概要

計画策定について

(1) 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施計画を策定するよう努めるものとされており（社会福祉法第 106 条の 5）、本実施計画は当該規定に基づき策定するものです。

策定にあたっては、上位計画である「門真市地域福祉計画」の基本理念「共に創るあったか福祉のまち 門真」に基づき、これを実現するための具体的な事業計画として「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけ、他の関連計画との整合性を図るものとします。



(2) 計画期間

本実施計画の期間は、「門真市第4期地域福祉計画」と合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 計画の基本目標

本実施計画は、上位計画である「門真市地域福祉計画」に基づき策定していることから、基本施策である「誰もが理解し支え合える意識づくり」、「組織横断的な支援体制の整備」に基づき、地域住民の支援ニーズに応じた包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指すため、計画の基本目標を下記のとおりと定めるものとします。

また、取組ごとにも実施目標を設定します。

☑ 断らない相談支援と伴走型支援

庁内外の相談窓口が属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止め、制度やサービスによる解決が困難な場合も継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出す支援を行う。

☑ 地域づくりに向けた支援

地域で社会的に孤立している人や必要な支援につなげていない人に気づき、適切な支援につながるよう、包括的な支援体制を構築し、推進する。

(4) 計画の事業評価と見直し

計画の実施内容については、年に1回、関係機関による評価を行い、必要に応じて見直しを検討します。

また、今後においても社会福祉法の改正や社会経済情勢の変化等が想定されることから、それらを踏まえ、必要に応じて計画の見直し検討を行います。

I 相談支援事業

(1) 包括的相談支援事業

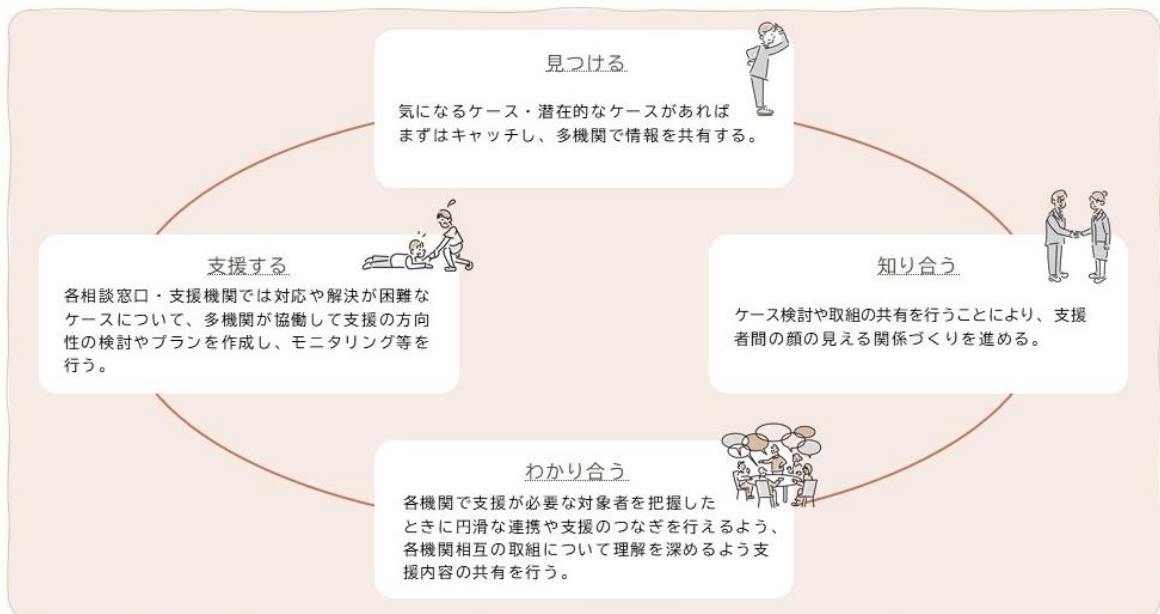
● 包括的支援（多機関協働）のコンセプト

- ☑ おせっかいな関わりによる支援
- ☑ みんなで見つけてみんなで支援

社会的孤立を防止するためには、地域住民同士のつながりの中で困っている人を早期発見し、支えあう仕組みづくりが求められます。

こうした取組を「おせっかい」と呼び、地域の中でおせっかいの輪を広げ、みんなで助け合い、支え合う仕組みづくりを目指します。

困っている人は必ずしも相談支援機関などに助けを求めるわけではないため、行政や関係機関だけではなく、市民活動の場や日常的なご近所づきあいなども含めたあらゆる場において、みんなで困っている人を見つけてみんなで支援していく必要があります。



● 実施内容

困りごとを抱える市民が地域で身近な人に相談できるよう、既存の地域づくり事業との連携を強化し、地域の通いの場や居場所に来た困りごとを抱えた人達を必要に応じて相談支援機関や多機関協働事業につなぎ、問題の解決に向けてサポートします。

また、幅広く相談を受け止められるよう、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える問題の解きほぐしや整理を行います。単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な機関につなぎます。

● 実施体制

分野	事業名	実施機関	実施内容
高齢	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター (門真市から委託)	地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化、推進を行う。
障がい	障がい者相談支援事業	障がい者相談支援事業所 (門真市から委託)	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための必要な援助など総合的な相談支援を行う。
子ども	利用者支援事業	【基本型】 地域子育て支援センター ひよこる～む (門真市から委託)	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報の集約、情報提供、相談、利用支援等を行う。 また、関係機関との連絡・調整、連携及び協働の体制づくり並びに地域で必要な資源の開発等を行う。

分野	事業名	実施機関	実施内容
子ども	利用者支援事業	【特定型】 保育幼稚園課 (直営)	子ども・子育てサービス相談員を配置し、就学前教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行う。
		【こども家庭センター型】 こども家庭センター 保育幼稚園課 学校教育課 (直営)	妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援・情報共有を実施することにより、福祉並びに健康の保持及び増進に関して、切れ目のない包括的な支援を行う。
		【妊婦等包括相談支援事業型】 こども家庭センター (直営)	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う。
生活困窮	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援機関 (門真市から委託)	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、並びに関係機関との連絡調整を行うことにより困窮者の有する課題に対して包括的な支援を行う。

※法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる事業

(2) 多機関協働事業

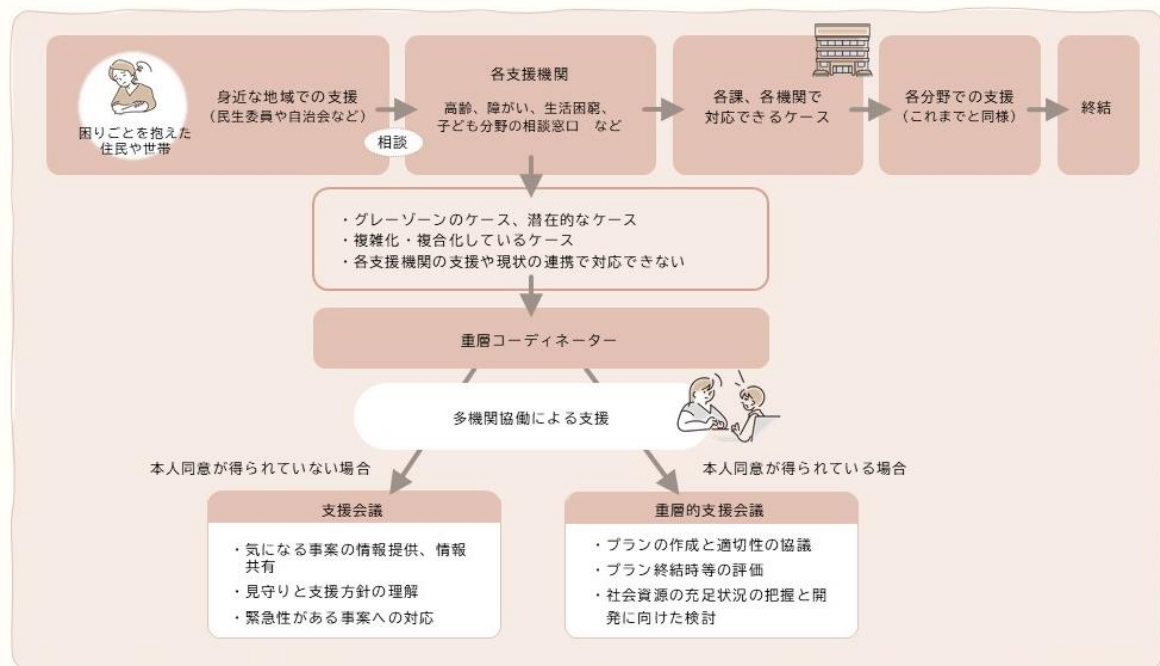
各相談支援機関が受けた相談ケースのうち、複雑化・複合化した問題を抱え、様々な課題の解きほぐしが求められるケースについては、庁内の関係課に配置する重層担当や、支援の調整役として配置する重層コーディネーターへとつなぐこととします。また、必要に応じて情報提供があった場合や相談支援の求めがあった場合などの行うアウトリーチ等を通じた支援にも対応します。

重層コーディネーターは、必要に応じて重層的支援会議や支援会議を開催し、関係機関と連携しながら支援内容の調整・共有を行うとともに、必要に応じて包括的な支援プランを作成し、支援状況の進捗管理を行います。また、支援関係者が集まる機会をとらえ、必要に応じて研修等を実施し、支援にあたる人材の育成に努めます。

● 実施体制（重層コーディネーター配置機関）

実施機関	実施形態
福祉政策課	直営
	委託（社会福祉協議会）

● 門真市における包括的支援（多機関協働）の流れ



● 多機関協働実施のための会議

重層的支援体制整備事業では、多職種による連携や多機関の協働が事業の重要な基盤となるため、関係者間において、円滑な情報共有や協議が行えるよう、重層的支援会議または支援会議を開催します。

● 重層的支援会議

本人の同意のあるケースに対して、支援機関間の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プラン作成・協議等を行います。

会議メンバー：該当ケースに関係する市担当課、関係機関、
重層コーディネーター

開催頻度：随時

☑ 支援会議

本人同意が得られていないが、緊急的・早期の支援が必要な場合であって、複合的課題等を抱えている可能性があるケースに対して、会議の構成員に守秘義務を課し、関係機関等がそれぞれ把握できていても支援が届いていない個々の事案の情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等、の必要な体制の検討を行います。

会議メンバー：該当ケースに係る市担当課、関係機関、
重層コーディネーター

開催頻度：随時

● 重層的支援会議と支援会議の違い

重層的
支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。

具体的には、主に次の3つの役割を果たすものである。

・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価

支援
会議

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を課し、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

支援会議の構成員の役割は、次のとおり。

・気になる事案の情報提供、情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応

支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

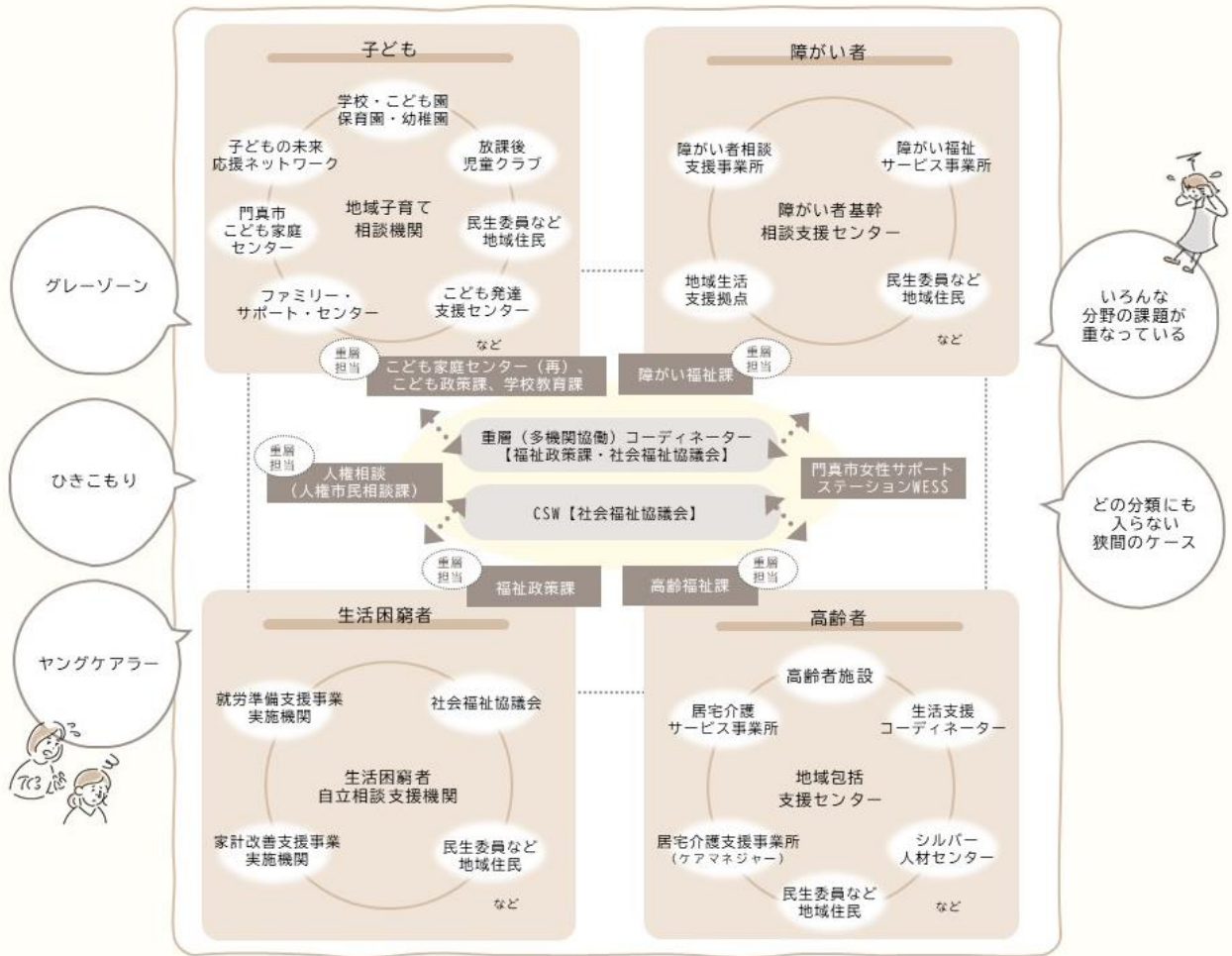
(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

既存の地域づくり事業を通じて、複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、それらの人と信頼関係を構築しながら必要な支援を行います。

● 実施体制

実施機関	実施形態
福祉政策課	委託（社会福祉協議会）

● 門真市における相談支援事業のイメージ



(4) 相談支援事業における実施目標

重層的支援会議または支援会議の年間開催回数：10回

II 参加支援事業

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない本人や家族のニーズ等に対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

● 実施体制

実施機関	実施形態	実施目標
福祉政策課	委託 (社会福祉協議会)	プラン作成した件数のうち参加支援につ なげられた件数の割合：50%

Ⅲ 地域づくり事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる居場所等の環境整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

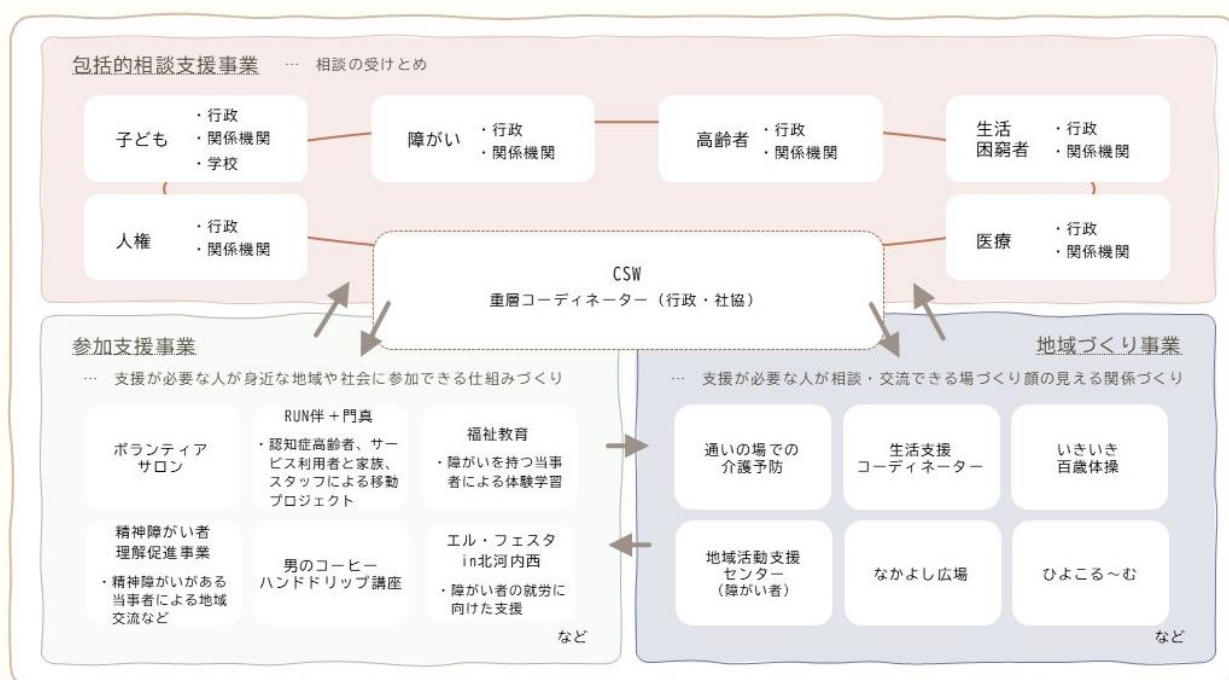
● 実施体制

分野	事業名	実施機関	実施内容	実施目標
高齢	地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター (門真市から委託)	介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場に対し、地域包括支援センター職員による専門的助言や立ち上げ支援・継続支援等地域の実情に応じた活動支援を行う。	介護予防教室年間 開催回数：95回
高齢	生活支援体制整備事業	高齢福祉課(直営) シルバー人材センター (門真市から委託)	門真市(第1層生活支援コーディネーターを高齡福祉課に1人)及び各日常生活圏域(第2層生活支援コーディネーター)に1人、計6名の生活支援コーディネーターを配置し、資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチングを行う。	通いの場の実施団 体数：73

区分	事業名	実施機関	実施内容	実施目標
障がい	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターあん (門真市から補助金交付)	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。	年間利用人数：110人
		ふろんていあ (門真市から補助金交付)	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、社会適応訓練等のサービスを実施する。	
子ども	地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター(直営) なかよし広場	乳幼児(主に3歳未満)とその保護者が、気軽に集って交流できる場所を開設。育児相談や子育てに関する情報を提供。講習やイベントなども開催する。	年間利用延べ人数：15,248人
		地域子育て支援センター ひよこる～む (門真市から委託)		
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	社会福祉協議会 (門真市から委託)	地域住民のニーズ・生活課題の把握、地域住民の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり等を行い、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。	地域づくりを推進するための小地域ネットワーク活動推進事業や共同募金などを活用した地域：40

※法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる事業

門真市重層的支援体制整備事業の全体像



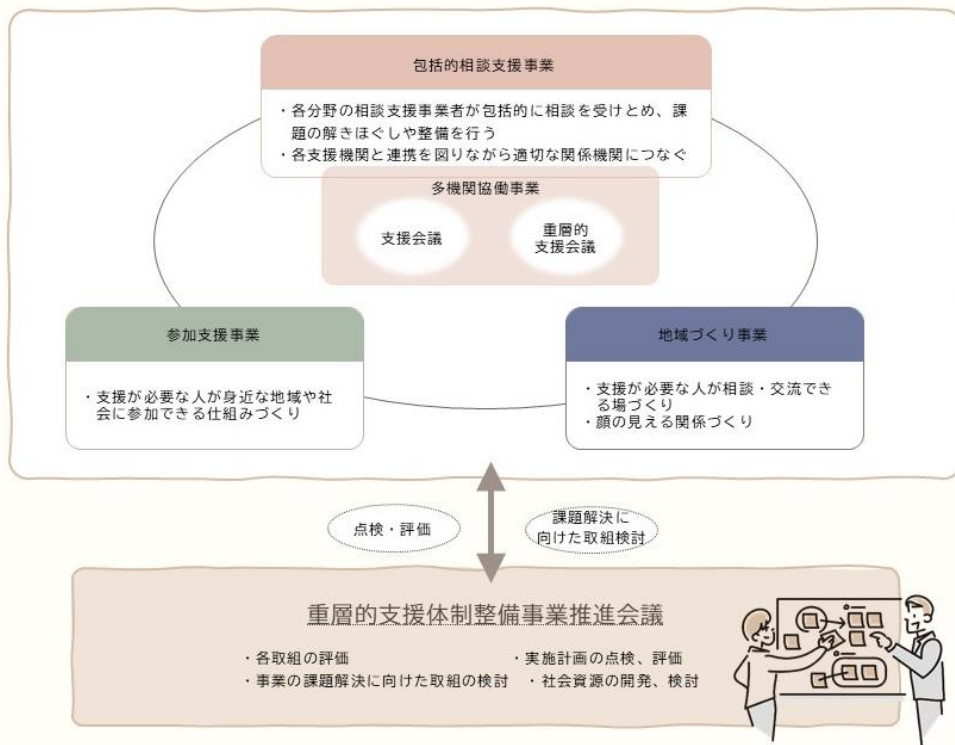
門真市重層的支援体制整備事業推進会議

重層的支援体制整備事業を実施する中で、事業全体の取組や本実施計画の評価を行うとともに、事業推進のための課題整理や解決に向けた検討を行う「門真市重層的支援体制整備事業推進会議」を設置します。

また、この会議では、多機関協働事業（支援会議や重層的支援会議運用を含む。）において支援したケースを通じて見えてきた課題の解決に向けた取組の検討や、必要に応じて事業推進のための社会資源の開発及び検討についても行います。

会議メンバー：門真市（重層事業担当各課）、社会福祉協議会、
地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、
人権擁護委員、民生委員・児童委員などの関係機関

開催頻度：年1～2回



門真市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8（2026）年3月

発行：門真市

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

TEL：06-6902-6093

FAX：06-6905-3264

ホームページ：<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>

編集：門真市保健福祉部福祉政策課